
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第5日）

令和5年6月23日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和5年6月23日 午後1時30分開議

- 日程第1 陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第2 陳情第7号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情について（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第3 陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情について（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第4 議案第23号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
- 日程第5 議案第24号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について
- 日程第6 同意第2号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 同意第5号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第6号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第7号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第8号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第9号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第10号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第11号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第12号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第13号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第14号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第25号 移動脱水車購入契約について
- 日程第20 発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第21 発委第3号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書について

- 日程第22 発委第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第23 発議第1号 日吉津村議会行財政調査特別委員会の設置について
- 日程第24 日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任について
- 日程第25 日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第26 議員派遣の件について
- 日程第27 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第7号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第3 陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情について (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第4 議案第23号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)について
- 日程第5 議案第24号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第1回)について
- 日程第6 同意第2号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 同意第5号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第6号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第7号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第8号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第9号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第10号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第11号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第12号 日吉津村農業委員会委員の任命について

- 日程第17 同意第13号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第14号 日吉津村農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第25号 移動脱水車購入契約について
- 日程第20 発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第21 発委第3号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書について
- 日程第22 発委第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第23 発議第1号 日吉津村議会行財政調査特別委員会の設置について
- 日程第24 日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任について
- 日程第25 日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第26 議員派遣の件について
- 日程第27 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	5 番 前 田 昇
6 番 石 原 浩 明	7 番 河 中 博 子
8 番 橋 井 満 義	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員（1名）

4 番 長谷川 康 弘

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（山路 有君） ただいまから令和 5 年 6 月第 2 回定例会最終日を開会いたします。

議員各位、執行部の皆さんにおかれては、会期 1 1 日間御苦勞さまでした。昨日の全員協議会、日吉津村が抱える諸問題について、関係者の方から経過報告を願ったところであります。今こそ、議員、役場職員が理解した中で対応するときであると思っております。また、説明に上がった若手職員の成長を力強く感じたところでもあります。村長の言葉をお借りするならば、百年後の村政の安泰を願うものであります。ありがとうございました。

それでは、会議に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 陳情第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、陳情第 5 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2 0 2 4 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました陳情第 5 号について、審議内容と結果を会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告いたします。

令和 5 年 6 月 2 3 日。陳情第 5 号、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。陳情提出者、米子市米原 2 丁目 3 番 2 5 アーバンプラザ 1 階の 4、鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長田中繁。陳情提出者、鳥取県教職員組合西部支部支部長内田浩文。陳情の件名、ゆ

たかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

この陳情は、子供たちの豊かな学びと教職員の学校での働き方改革を実現するために、少人数学級の早期実現とそれに伴う教職員の定数改善、及び財政措置を国に求めるものです。

6月16日金曜日、朝9時から教育民生常任委員会で審議いたしました結果、採択3、不採択1で、結果、採択すべきとなりました。出席者は、敬称を略させていただきます、石原、江田、長谷川、松田、河中の教育民生常任委員5人と、事務局から里事務局長の6人です。

陳情の概要とその審議内容を報告いたします。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に現行の40人から35人に引き下げられることになりましたが、今後、中学校、高等学校での35人学級の早期実施と、教職員の長時間労働是正のための定数改善、持続的な新規採用の確保、それらを可能にするために、全ての自治体に対して必要な財政措置を行うよう衆議院議長ほか国の関係6機関への意見書を提出していただきたいという陳情です。

陳情項目を御紹介いたします。5項目ございます。1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。4、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう改善に必要な財政措置を講じること。5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう定数加配措置をはじめとした必要な措置を講ずること。

委員会では、次のような意見が出され、審議を行いました。2021年に40年ぶりに法改正がされ、小学校は40人学級を段階的に35人にする、加配の削減はしないと改善された。今後は、中学校、高等学校も40人学級を35人に早期実施というのは時期尚早である。時代とともに生徒の実態も変わり、その対応だけでも教員は大変である。働き方改革というが、デジタル化一つ取っても教員が完全に対応できるかといえば難しく、その分負担も大きい。用務員、図書館の司書なども削る方向にある。そもそも40年間放置されていたこと自体を問題にすべきであって、定数改善はぜひとも必要である。40年前と今の子供では教育現場も変化し、複雑化している。この問題を教育現場でどう捉えているのか。30年前、週5日制に改正されたときも教員増にはならなかった。コロナ禍を体験して、学校現場が大変で、先生の成り手がなくなったとも聞く。定数改善は必要である。教員の長時間労働は増えている。改善はあったほうがいい。と

いった意見が活発に交わされ、採決の結果、賛成多数で採択すべきとなりましたので報告いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告に対し、反対、賛成の立場の順で行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

石原議員。

○議員（6 番 石原 浩明君） 同陳情については、付託されました教育民生常任委員会で論議を重ねた結果、委員長報告のとおり採択となったところであります。論議を重ねた経過もあり、あえて委員長報告採択に賛成の立場で討論させていただきます。

学校現場の様々な課題、長時間労働など、教職員の苛酷な勤務実態が広く知られるようになって十数年経過しました。近年では、苛酷な勤務実態の影響もあり、教員志望者の減少、早期退職者の増加、再任用の志望者減などにより、学校で必要とされる先生が足りないという状況に陥っています。今、何か手を打たないと危ない状況と考えます。意見書の項目にあるように、中学校、高等学校でも35人学級を実施すること、加配教員を増やすこと、また、支援員、学校主事、ソーシャルスクールワーカーなどの配置などによって、教職員の数を増やすことは必要だと考えます。定数改善により教職員が増えることにより、担当するクラスの生徒数が減り、担任業務や教科担当の業務が減ることができます。そして、特に正規採用者が増えることにより、割り振られる学校の事務作業も軽減されます。鳥取県や日吉津村は、国の学級編制基準より少ない児童数で学級を分けています。このような場合にも、他の加配教員の削減を行わない、つまり弾力的運用をすることは必要です。鳥取県、日吉津村のよい取組を国全体に広げ、教職員の仕事の魅力を少しでも上げることが、子供たちの幸せにつながると信じます。

以上、賛成の討論を終わります。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、討論を終わります。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第 5 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 2 陳情第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、陳情第 7 号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました陳情第 7 号の審議の内容と結果について、会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告いたします。

令和 5 年 6 月 2 3 日。陳情第 7 号、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。陳情提出者、鳥取市南町 5 0 5 番地、自治労鳥取県本部執行委員長山口一樹。陳情提出者、日吉津村大字日吉津 8 7 2 番地 1 5 号、日吉津村職員労働組合執行委員長松田健作。件名、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情。

この陳情は、子供たちの安心・安全保育のために保育士の配置基準、つまり保育士 1 人で見られる子供の人数や、保育施設等で働く人たちの労働条件改善を求める陳情です。

審議は、6 月 1 6 日金曜日、朝 9 時から行いました。出席委員は 5 名、敬称を略させていただきます。石原、江田、長谷川、松田、河中の 5 名と、議会事務局より里局長の 6 名です。

委員会で審議しました結果、採択 2、不採択 2 の同数となり、委員長裁決で採択すべきとなりました。

以下に、陳情の概要とその審議内容を報告いたします。近年、保育施設において、子供の貴い命が失われるという痛ましい事態が起きています。このような保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることが改めて問題になっています。待機児童問題が発生し、保育施設が増加した一方で、保育士等への処遇は低く、成り手不足が一層深刻化しています。コロナ禍という悪条件の中でも保育の質の維持、向上に努める必要があり、心身ともに疲

弊し、職場を去る保育士や職員が出ています。そういうことにならないよう配慮することが肝要であり、適切な人員配置を少なくとも先進国並みの基準に改善することが求められています。また、標準的な労働者の年収確保と職員の人員確保をすることで、安心して働くことができる処遇に速やかに改善することを衆議院議長ほか国の関係８機関に求めるものです。

陳情項目は３点ございます。１、保育施設の配置基準をＯＥＣＤ、経済協力開発機構先進国並みの配置基準に改善すること。２、保育施設、学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化、及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。３、保育施設、学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定、実施すること。

これに関する委員会での審議内容、意見を御紹介します。日吉津村は、必要人員が不足しないよう人員配置がされ恵まれている。この陳情は、全国の悪い例を挙げているので不採択である。なぜ先進国と比較する必要があるのか。標準的な労働者の年収とは何か。公務員の給料はそこそこよい。村としては陳情を上げる必要はない。保育士、介護士といえすぐにそれは女性の仕事だと言われるくらい、男女差別、賃金差別は改善されていない。もう７０年以上も職員の配置基準が改善されていないが、保育の実態は変わってきている。被害者になるのは子供である。日吉津村がよければそれでよいのではない。全国に劣悪な条件が残っており、国に対して求める陳情であるから、改善のための後押しが必要である。私立と公立の年収格差は大きい。土曜日の勤務も実施しているし、盆、正月も仕事がある。どんどん人材が減っていく状態の中、安心・安全な仕事を全うするためにも心身ともに余裕を持って働ける労働条件が必要だ。人員確保と配置基準の改善は必要である。といった意見が活発に交わされました。その結果、採択２、不採択２の同数となり、委員長裁決として採択すべきとなりました。

最後に、委員長の意見として一言申し上げます。保育も学校教育と同様に、子供たち誰もが平等に安心・安全の保育を受ける権利があります。同一労働同一賃金は労働条件の基本です。同じ仕事をしながら賃金差別があることは、モラルを低下させ、結局子供たちに悪影響を与えることとなります。労働条件を改善することは職員全体の労働条件も上げることとなりますので、陳情を採択して、誰もが働きやすい職場に改善する後押しをすることは必要です。

以上、御報告いたします。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告に対して、反対、賛成の順で行います。最初に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 同陳情についても、付託されました教育民生常任委員会で論議を重ねた結果、委員長報告のとおり採択となったところであります。論議を重ねた経過もあり、あえて委員長報告採択に賛成の立場で討論させていただきます。

保育施設に保護者家族が一番に願うことは、命と安全が保障され、安心して子供を預けられるということだと思います。アレルギー対応、様々な事故防止の対策など、昔にはなかった対応も必要とされています。人員不足で子供の命や安全が脅かされることがあってはなりません。特に日本の、4歳以上の30人に1人の保育士という配置基準は早急に改善すべきと考えます。また、保育所等での保育、幼児教育は、単なる子守ではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。様々な活動は、保育や幼児教育のプロとして保育士免許や幼稚園教諭の免許も必要とされています。専門家としての処遇を改善することは当然だと思います。保育士の年収は平均年収よりいまだ低い水準です。特に私立は低い水準であります。日吉津村では恵まれた人員配置ではありますが、国として改善を行うことがこの国の未来戦略につながると考えます。

以上、賛成の討論を終わります。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 陳情第6号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情についてを

議題といたします。

本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。本委員会に付託されました陳情についての御報告を申し上げます。

日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長橋井満義。請願陳情審査報告書。本委員会に付託されました請願陳情を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第94条第1項の規定による報告をいたします。

陳情第6号。付託年月日は令和5年5月30日。件名は、地方財政の充実・強化を求める陳情であります。本委員会で審査の結果といたしまして、冒頭ではありますが、全会一致で採択となりました。

詳細について御報告をさせていただきます。事件名は、先ほど申し上げましたとおり、地方財政の充実・強化を求める陳情であります。陳情者は、鳥取市南町505番地、自治労鳥取県本部執行委員長山口一樹氏、並びに日吉津村大字日吉津872番地の15号、日吉津村職員労働組合執行委員長松田健作氏、両名からの併記でございます。審査日時は、令和5年、本年の6月16日金曜日、午後1時30分より本委員会室において行っております。出席者5名、総務経済常任委員、敬称を略させていただきます。私、そして前田議員、加藤議員、斉田議員、山路議員、以上5名でございます。それに同席しておりますのが議会事務局長であります。陳情結果は、全会一致で採択すべきとなっております。

審査の概要について御報告させていただきます。まず、各位、お手元の陳情書における陳情事項10項目において、とりわけ地方財政が国家政策を履行することによる不安を払拭し、確実な財政運営ができることを目指し、指摘をされておる内容でございます。とりわけ多様化する社会保障環境に伴い、直接地域住民に接する地方自治体の業務は増加の一途をたどっております。また、それに付随する職員体制の確保や処遇改善は喫緊の課題であり、適切な財政措置を講じるべきであると考えます。デジタル化の推進においては、氏名の振り仮名、特に謄本など住民業務については、業務負担増を含め窓口業務の煩雑等が予想されることとなります。これらは国の責務の代行であり、当然財政確保は行われるべきであると考えます。

以上、これらの点を留意し、2024年度、次年度におきましては、財政確保されるべきであると全会一致で委員一同採択すべきとなりました。議員各位、御審議のほどよろしくお願いをい

たします。以上で報告終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告に対し、反対、賛成の順で行います。最初に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

_____・_____・_____

日程第4 議案第23号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第23号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第5 議案第24号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 2 4 号、令和 5 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 2 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 同意第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、同意第 2 号、日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 2 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 7 同意第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、同意第 3 号、日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 3 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 8 同意第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、同意第 4 号、日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 4 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 4 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 9 同意第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、同意第 5 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 5 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 5 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 10 同意第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、同意第 6 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 6 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 1 同意第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 1、同意第 7 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 7 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 7 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 2 同意第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 2、同意第 8 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 8 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 8 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 3 同意第 9 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 3、同意第 9 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議

題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 9 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 9 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 14 同意第 10 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、同意第 10 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 10 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 10 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 15 同意第 11 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、同意第 11 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 11 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 11 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 16 同意第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、同意第 12 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 12 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 12 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 17 同意第 13 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、同意第 13 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 13 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 13 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 18 同意第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、同意第 14 号、日吉津村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 14 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 14 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 19 議案第 25 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 25 号、移動脱水車購入契約についてを議題とします。

本案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 25 号、移動脱水車購入契約についての提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき購入契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、本議会の議決をお願いするものでございます。

日吉津村、大山町及び南部町の下水処理場で発生する汚泥の処分のために導入をしております移動脱水車ですが、耐用年数の 7 年を大幅に超えて 16 年以上が経過し、トラック部分を中心として腐食が進行しており、故障が頻繁に生じる状況となっておりますため、今年度更新することとなったものでございます。5 月 29 日に一般競争入札の公告を行い、6 月 16 日に入札を実施、6 月 20 日に仮契約を締結したところです。契約の目的は、移動脱水車購入、契約の方法は、一般競争入札、契約の金額は、税込みで 1 億 5,840 万円、契約の相手方は、株式会社クリタス西日本支社、西日本支社長松本文朗氏、契約の納期は、令和 6 年 3 月 15 日であります。

以上、議案第 25 号の提案説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。この脱水処理については負担金が発生するわけですが、この負担金の負担割合はどうかと思っておりましたら、先ほどの説明で等分に３つに分けると聞きました。そこでですけども、構成しております南部町、大山町、日吉津村のこの水洗化世帯数は把握しておられましたら教えてください。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

他の２町の世帯数とかは把握しておりません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。把握してないという。

○議員（３番 江田 加代君） もう一つ。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） 以前議会からも視察に伺ったことありますけれども、みのりという肥料がとても評判で人気だったんですけども、今どのようになっていますか、姿見ませんけれど。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどみのりとおっしゃいましたが、正式には肥料のことでみのりの素、西伯みのりの素という肥料ですね、袋に入った１５キロ入りの。これは南部町に製造工場がございましたが、ちょっと臭気の問題でその工場自体運転停止しましたので、現在は製造も販売も行っておりません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（３番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。幾つか確認をしたいと思います。

まず、今回の脱水車は、要するに日吉津村が設計をして発注をすると。他の２町はそこには関わっているのかないのかという点を、要するに発注に当たってのその辺りの３町村の連携といいますか、その辺を少し御説明いただきたいと思います。

それから、今回、一般競争入札ということで、通常、本村は指名競争が多いように感じておりますが、一般競争入札にするための一定の基準といいますか、考え方を示しいただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、設計に当たりまして、これは3町村で会議を開き、協議しながら決めたものでございます。

続いて、一般競争入札ということの考え方。通常こういう機器の購入につきましては、ほかの自治体の例とか調査しましたところ一般競争入札が主流でございます。なぜかといいますと、特殊な機械でございますので、個々の部品、トラックの中にいろんな装置が乗っているんですけども、心臓部となる造粒装置というのは1社しか製造しておりません。ただ、脱水車自体は複数社で販売等行っているということで、全国的に参加意欲のある企業を募集することによって、よりよい機械を入れていくという考えの下、一般競争入札で公募を行ったところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 2番、加藤です。3町村で均等割で払っていくというところですが、これの見直しについて検討をされているということを聞きましたが、その辺りちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

この脱水車3台目でございます。1台目のときは、各処理場の計画人口で負担割合決めておりました。そうしたところ、実績と計画とがかけ離れておるといようなことがございまして、少ないのにたくさん払ってる自治体があったと。下水道の整備の進行具合とか各自治体ばらばらですし、処理場の数とかも違ってるわけでございます。そうこうする中、2台目を購入する前には、コンポスト施設、先ほど南部町のほうに建設した施設のときから均等にしようという話になりまして、以降、3町村で均等で負担しております。今後もその予定で継続することとしております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。若干私も記憶に薄いもので、ちょっと確認をし

たいなと思っております。今のコンポスト施設が南部町の入り口のところにあって、この脱水処理をしたもので、あそこで造粒化してペレット状にしたものをということで、みのりの素でしたかね、あの商品名というか、それで出してたということで、今これを脱水車の中にたまったものを、どこに持ってってどこでどのように処理をされてるんでしょうかね。ちょっとそれ、私あれから記憶にないもんですから。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

みのりの郷、コンポスト施設がございましたときには、そちらで堆肥化をして販売をしておったところなんですけども、施設のほう廃止となりまして、それ以降、今現在は、境港市にございます三光という会社に処理を委託しております。そちらでは、炭化处理、要は炭にしております。汚泥を炭にして溶鉱炉の保温材であったり、燃料であったり、そういった活用がなされておると伺っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。ということで、三光の云々というのは、南部町のあそこは駄目になったということというのは、近隣からの臭気で使えなくなったということもあったんですけども、今この三光では、これ、100%全部ですか。それだけ確認して終わります。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

100%三光に持っていっております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（8番 橋井 満義君） はい、終わります。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、最初に反対討論を行います。反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 発委第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、発委第 2 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。陳情の結果に基づきまして、発委をさせていただきます。

発委第 2 号、令和 5 年 6 月 23 日、日吉津村議会議長山路有様、提出者、教育民生常任委員長河中博子。少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提出の理由。学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であり、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や教職員定数の改善が不可欠である。また、2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は、段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後、小学校だけにとどまらず、中学校、高等学校での 35 人学級の早期実現が必要である。加えて、きめ細かい教育活動を推進するためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府において、地方教育行政の実績を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、別紙案のとおり意見書を提出するものである。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）。学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。2021 年度の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人

に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制基準の引下げ、少人数学級が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記。１、中学校、高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。２、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。３、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。４、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。５、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。令和５年６月２３日。鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発委第２号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第２１ 発委第３号

○議長（山路 有君） 日程第２１、発委第３号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。陳情の結果に基づきまして、発委をいたします。

発委第3号、令和5年6月23日、日吉津村議会議長山路有様、提出者、教育民生常任委員長河中博子。保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。子供は、ほかの何物にも代えることのできない大切な存在である。しかし、近年、公立・私立にかかわらず保育施設において、子供の貴い命が失われるという事態が生じている。もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人一人の保育士の努力では限界に来ている。コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精いっぱい働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することと併せて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。子供の命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、別紙案のとおり意見書を提出するものである。

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書（案）。子供は、ほかの何物にも代えることのできない大切な存在である。しかし、近年、公立・私立にかかわらず保育施設において、子供の貴い命が失われるという事態が生じている。もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人一人の保育士の努力では限界に来ている。コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精いっぱい働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することと併せて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。子供の命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次のとおり求める。

記。1、保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善すること。2、保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。3、保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保等を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和5年6月23日。鳥取県西伯郡日吉津村議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣です。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発委第3号は、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第22 発委第4号

○議長（山路 有君） 日程第22、発委第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

発委第4号、日吉津村議会議長山路有様。提出者、総務経済常任委員長橋井満義。地方財政の充実・強化を求める意見書について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出をさせていただきます。

提出の理由。今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、別紙案のとおり意見書を提出するものである。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）であります。今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性

化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

記。1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。2、とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。5、まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円については、新たに地方創生推進費として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。6、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。8、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を

増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和5年6月23日。鳥取県西伯郡日吉津村議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル担当大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣。以上、提出をさせていただきますと思います。各位、御賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発委第4号は、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第23 発議第1号

○議長（山路 有君） 日程第23、発議第1号、日吉津村議会行財政調査特別委員会の設置についてを議題とします。

地方自治法第100条及び委員会条例第5条の規定により、議長から提案いたします。お手元に配付のとおり、行財政調査について、議員全員をもって構成する日吉津村議会行財政調査特別委員会を設置することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議員全員をもって構成する日吉津村議会行財政調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第24 日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 日程第24、日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任については、議員全員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会委員は議員全員を選任することに決定いたしました。

それでは、先ほどの特別委員会委員の選任に伴います委員長及び副委員長互選のため委員会を開きたいと思います。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 2 時 5 1 分休憩

.....

午後 2 時 5 2 分再開

○議長（山路 有君） 休憩前に続き再開します。

.....

日程第 2 5 日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 日程第 2 5、日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開かれました日吉津村議会行財政調査特別委員会におきまして、特別委員会委員長選任に伴います委員長及び副委員長の互選が終わりました。その結果、委員長に松田悦郎議員、副委員長に加藤修議員、以上のとおり決定しましたので報告します。

.....

日程第 2 6 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 2 6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

.....

日程第 2 7 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 2 7、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。県外での調査もありま

すので総務経済常任委員長の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

令和５年６月２３日。日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長橋井満義。閉会中の継続調査の申出でございます。当委員会は、下記の件に基づきまして、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしましたので、会議規則第７５条の規定により申出を行います。

継続調査の内容について。まちづくり及び地域活性化について調査をするものであります。調査地については、中四国地方方面でございます。調査期間は、令和５年７月の下旬を現在予定をして、対応を取っておるところであります。経費につきましては、本委員会の予算の範囲内で行いたいと思っております。

以上、御賛同よろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第２８ 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第２８、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第２９ 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第２９、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に決定いたしました。

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時議会を含む次期の議会運営について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案は全て終了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和5年第2回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時00分閉会
